

生活困窮者自立支援制度における支援会議について

1 生活困窮者自立支援法の改正について

生活保護に至る前の「第2のセーフティネット」として、自立支援策の強化を図ることを目的に、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行。

(1) 主な支援内容

- ・ 相談支援
- ・ 総合的な就労支援 など

(2) 課題

- ア 支援対象者はまだまだ存在する
- イ 生活困窮者が窓口に来るときは、既に状況が逼迫し、支援困難な状況が多い

【原因】

- ・ 多くの生活困窮者は、自己肯定感や自尊感情を喪失しており、自らSOSを出せない
- ・ 社会的孤立により、自ら困窮している状況が分からない
- ・ 生活困窮者自立支援制度そのものを知らない

→生活困窮者が、制度の相談窓口にたどりつかない

(3) 課題への対応

関係部局や関係機関との連携強化等により、生活困窮者を早期・確実に支援につなげるとともに、生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的として、平成30年10月に「生活困窮者自立支援法」が改正。

2 大阪市大正区支援会議について

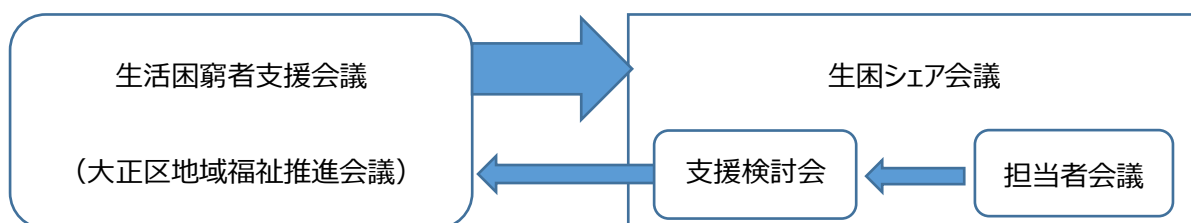
(1) 会議の目的

生活困窮者の早期発見及び迅速な支援開始、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するため、関係機関等が生活困窮者自立支援制度の理念及び生活困窮者の支援に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で生活困窮者の支援方法を検討し、関係機関の役割分担を検討する。

(2) 対象となる事案

- ア 支援にかかる本人同意を得られておらず、未だ支援制度につながっていない生活困窮事案及び今後、困窮状態に陥るおそれのある事案
- イ すでに支援関係機関による支援をうけているが、その支援関係機関だけでは対応できない複合的な課題を抱えている事案
 - (ア) 複数の課題を抱えている者
 - (イ) 課題を抱える者が複数人存在する世帯
 - (ウ) 既存の福祉サービスの活用が困難な課題を抱えている者
 - (エ) 上記各号が複合している者及び世帯

(3) 構成



(4) 開催の流れ

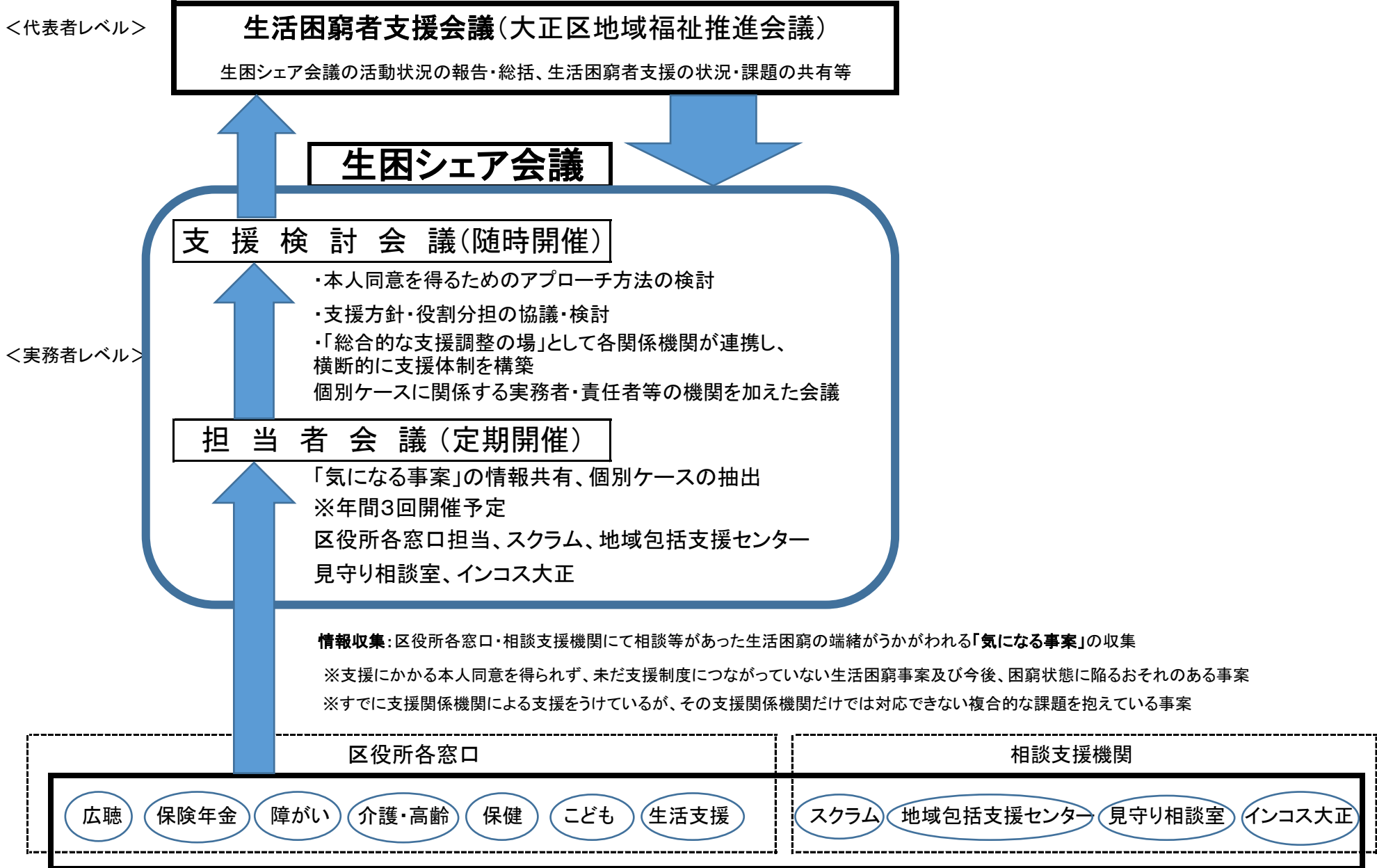
- 別紙①「大阪市大正区支援会議（イメージ図）」参照
- 別紙②「大阪市大正区支援会議開催の流れ」参照

(5) 設置要綱

- 別紙③参照「大阪市大正区支援会議設置要綱（案）」参照

■大阪市大正区支援会議(イメージ図)

(別紙①)



大阪市大正区支援会議開催の流れ

1 生活困窮の端緒が窺われる「気になる事案」の収集

区役所各窓口、関係機関からの情報収集

- (1) 支援にかかる本人同意を得られておらず、未だ支援制度につながっていない生活困窮事案等

例)

- ・ 家賃、公共料金滞納等で経済的に困窮している、又はおそれのある者
- ・ ひきこもり等、自ら SOS を発信することができない、支援を求めることができない者
- ・ 生活保護受付面接担当等区役所窓口、相談支援窓口等にて相談だけはしているが、未だ支援制度につながっていない者

- (2) すでに支援関係機関による支援をうけているが、その支援関係機関だけでは対応できない複合的な課題を抱えている事案

ア 複数の課題を抱えている者

イ 課題を抱える者が複数人存在する世帯

ウ 既存の福祉サービスの活用が困難な課題を抱えている者

エ 上記各号が複合している者及び世帯

例)

- ・ いわゆる 8050 世帯で、高齢で要介護状態の親と、ひきこもりの子の世帯で支援困難な状態にある世帯

2 生困シェア会議（担当者会議）の開催（定期開催：年間 3 回開催予定）

- ・ 「気になる事案」についての情報共有
- ・ 生困シェア会議（支援検討会議）にて検討すべき事案（個別ケース）の抽出

【構成員】

大正区役所職員	相談支援機関
広聴部門の担当係長	大正区障がい者基幹相談支援センター (スクラム) 大正区地域包括支援センター 大正区北部地域包括支援センター 大正区見守り相談室 大正区生活困窮者自立相談支援機関 (インコス大正)
保険年金管理部門の担当係長	
障がい部門の担当係長	
介護、高齢者部門の担当係長	
健康づくり、保健活動部門の担当係長	
子ども、教育部門の担当係長	
生活支援担当受付面接の担当係長	
生活困窮者自立支援事業担当係長	

3 生困シェア会議（支援検討会議）の開催（随時開催）

- ・ 支援にかかる本人同意を得るためのアプローチ方法の検討
- ・ 個別ケースについての支援方針の検討
- ・ 関係機関の役割分担の検討
- ・ 「総合的な相談支援体制の充実事業」（社会福祉法第106条の3第1項）における「総合的な支援調整の場」として位置づけ、各支援関係機関等が分野を越えて集い、支援方針、役割分担を協議・検討し、各支援関係機関等の連携により横断的に支援体制を構築

※ 対象となる事案：1. (2) アイウエ

- ・ 構成員：事案に関する区役所職員、関係機関（実務者・責任者等）に参加要請

4 生活困窮者支援会議（大正区地域福祉推進会議）の開催

- ・ 生困シェア会議の活動状況の報告・総括
- ・ 生活困窮者支援の状況、課題の共有
- ・ 地域資源に関する課題の検討
- ・ 生活困窮者支援を通じたまちづくりに活かすための検討

大阪市大正区支援会議設置要綱（案）

（設置及び趣旨）

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第9条に規定する支援会議として大阪市大正区支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

2 支援会議は、生活困窮者の早期発見及び迅速な支援開始、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するため、関係機関等が生活困窮者自立支援制度の理念及び生活困窮者の支援に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的とする。

（所掌事務）

第2条 支援会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する事項
- (3) その他生活困窮者の支援のために必要と認められる事項

（組織）

第3条 支援会議は、主に生活困窮者支援を通じたまちづくりに資することを目的とする生活困窮者支援会議と、主に個別支援の検討を目的とする生困シェア会議をもって構成する。

（生活困窮者支援会議）

第4条 生活困窮者支援会議は大正区地域福祉推進会議開催要綱第1条に規定する大正区地域福祉推進会議と読み替えて開催する。詳細については大正区地域福祉推進会議開催要綱のとおりとする。

- 2 生活困窮者支援会議に議長を置き、議長は大正区地域福祉推進会議の委員長とする。
- 3 生活困窮者支援会議は、次に掲げる者及び大正区役所職員をもって構成する。
 - (1) 大正区地域福祉推進会議委員
 - (2) その他議長が必要と認める者
- 4 生活困窮者支援会議は次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 生困シェア会議から受けた活動報告及び地域資源に関する課題
 - (2) その他第2条に定める支援会議の所掌事務に関して検討が必要な事項

(生困シェア会議)

第5条 生困シェア会議は担当者会議（定期開催）と支援検討会議（随時開催）により構成し、それぞれに座長を置く。座長は大正区役所保健福祉課担当係長（生活困窮者自立支援事業担当）とする。

2 生困シェア会議は、次に掲げる者及び大正区役所職員のうちから検討事案に応じて適当と認める者を選定して招集する。

- (1) 別表に掲げる関係機関に属する者
- (2) その他座長が必要と認める者

3 担当者会議は定期開催を基本とするが、必要に応じて随時に開催することもでき、座長がこれを主宰する。

4 担当者会議は、次に掲げる事項について協議する。

各所属機関において日常的な業務を行う中で把握した、生活困窮の端緒が窺われる「気になる事案」に関する情報の共有及び「気になる事案」に関する世帯の状況把握や課題

5 支援検討会議は、担当者会議で把握した生活困窮者の課題に対し、次のとおり支援の見立てを行い、支援を進めていく。

- (1) 「気になる事案」に関する世帯の困窮度及び緊急性の判断
- (2) 迅速な支援開始に向けて本人同意を得るためのアプローチ方法の検討、支援方針の確立と役割分担の明確化及び認識の共有
- (3) 「気になる事案」に関する主担当機関及び本人同意に向けたアプローチに関する主たる援助者の確認
- (4) 本人同意を得て支援開始に至るまでの個々のケースの進捗管理と情報の共有
- (5) 「総合的な相談支援体制の充実事業」（社会福祉法第106条の3第1項）における「総合的な支援調整の場」として位置づけ、各関係機関が連携し横断的に支援体制を構築
- (6) 生活困窮者支援会議に報告するための個々のケース支援から把握した地域課題の抽出

6 生困シェア会議の開催及び生困シェア会議の資料は非公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 支援会議は第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

別表

関係機関
大正区障がい者基幹相談支援センター（スクラム）
大正区地域包括支援センター
大正区北部地域包括支援センター
大正区見守り相談室
大正区生活困窮者自立相談支援機関（インコス大正）